

議案第 18 号

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）の請負変更契約の締結について

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）について、下記のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 49 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）   |
| 2 | 工 事 場 所 | 君津市三直・常代地先   |
| 3 | 工 事 期 限 | 令和 3 年 7 月 30 日  |
| 4 | 工 事 概 要 | 橋梁上部工桁製作・架設一式（形式 鋼単純非合成箱桁橋、橋長 56.2 m、有効幅員 10.5 m）  |
| 5 | 契約の金額   | 変更前 148,500,000 円<br>(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)<br>変更後 154,919,600 円<br>(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)<br>増 額 6,419,600 円<br>(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 | 契約の相手方  | 福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木 1 番地<br>矢田工業株式会社<br>代表取締役 成田正樹  |

令和 3 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

変更理由（市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約）

橋桁を支える部材の支承について、材料費を追加することにより、契約金額の変更を行うため。